

PHOTO / 黒部 敏夫さん

## 平塚駅南口の人魚像「海の賛歌」

平塚駅南口の階段を降りた噴水広場に設置されている人魚の像です。作者は澤田政廣氏。

55年前、平塚市制施行30周年を記念して建てられたもの。

ライトアップは通年 19:00～22:00

## CONTENTS

2. 平塚税務署からのお知らせ
4. 預り金ビジネスの功罪
5. 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答  
「103万円の壁がなくなるのですか？」
6. 社員と企業の健康を考える
7. その怒り、コントロールできます
8. 雑学・雑談の庭／7つの間違い探し
9. 法人会ニュース
14. 夏のいちごプロジェクト
15. これからの事業予定
16. 広告





# □消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率は、**8.0%**です。基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です！

基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。  
 例えば、個人事業者の場合、平成27年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成29年は消費税の課税事業者となります。  
 (注) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合は、課税事業者になります。  
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。  
 詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。

## 期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。  
 ※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円（各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%）となります。

| 区分                | 卸売業<br>(第1種事業)  |                     | 小売業<br>(第2種事業)   |                     | 農業、林業、漁業、<br>建設業、製造業など<br>(第3種事業) |                     | 飲食店業など<br>(第4種事業) |                     | 金融・保険業、<br>運輸通信業、<br>サービス業など<br>(第5種事業) |                     | 不動産業<br>(第6種事業)  |                     |                  |
|-------------------|-----------------|---------------------|------------------|---------------------|-----------------------------------|---------------------|-------------------|---------------------|---|---------------------|------------------|---------------------|------------------|
|                   | みなし仕入率          | 売上に対する<br>納税額の目安率   | 年間<br>課税<br>売上高  | 積立目安<br>月額          | 年間<br>課税<br>売上高                   | 積立目安<br>月額          | 年間<br>課税<br>売上高   | 積立目安<br>月額          | 年間<br>課税<br>売上高                         | 積立目安<br>月額          | 年間<br>課税<br>売上高  | 積立目安<br>月額          |                  |
| みなし仕入率            | 90%             | 0.8%                | 1,000            | 0.7                 | 1,500                             | 1.0                 | 2,000             | 1.4                 | 2,500                                   | 1.7                 | 3,000            | 2.0                 |                  |
| 売上に対する<br>納税額の目安率 | 80%             | 1.6%                | 1,000            | 1.4                 | 1,500                             | 2.0                 | 2,000             | 2.7                 | 2,500                                   | 3.4                 | 3,000            | 4.0                 |                  |
| 年間課税<br>売上高<br>万円 | 各月<br>売上高<br>万円 | 年間<br>課税<br>額<br>万円 | 積立目安<br>月額<br>万円 | 年間<br>課税<br>額<br>万円 | 積立目安<br>月額<br>万円                  | 年間<br>課税<br>額<br>万円 | 積立目安<br>月額<br>万円  | 年間<br>課税<br>額<br>万円 | 積立目安<br>月額<br>万円                        | 年間<br>課税<br>額<br>万円 | 積立目安<br>月額<br>万円 | 年間<br>課税<br>額<br>万円 | 積立目安<br>月額<br>万円 |
| 1,000             | 84              | 8                   | 0.7              | 16                  | 1.4                               | 24                  | 2.0               | 32                  | 2.7                                     | 40                  | 3.4              | 48                  | 4.0              |
| 1,500             | 125             | 12                  | 1.0              | 24                  | 2.0                               | 36                  | 3.0               | 48                  | 4.0                                     | 60                  | 5.0              | 72                  | 6.0              |
| 2,000             | 167             | 16                  | 1.4              | 32                  | 2.7                               | 48                  | 4.0               | 64                  | 5.4                                     | 80                  | 6.7              | 96                  | 8.0              |
| 2,500             | 209             | 20                  | 1.7              | 40                  | 3.4                               | 60                  | 5.0               | 80                  | 6.7                                     | 100                 | 8.4              | 120                 | 10.0             |
| 3,000             | 250             | 24                  | 2.0              | 48                  | 4.0                               | 72                  | 6.0               | 96                  | 8.0                                     | 120                 | 10.0             | 144                 | 12.0             |

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置(※)により旧税率が適用されるものは考慮していません。  
 ※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご参照ください。  
 (注2) 上記みなし仕入率は、原則として平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。  
 (注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

## 納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用した電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



## 更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

※ 振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。



## 任意の中間申告制度

### ○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができます。

(注1)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付をすることができます。

《届出なし》

| 直前の課税期間の確定消費税額 | 中間申告回数   |
|----------------|----------|
| 48万円以下         | 中間申告義務なし |



《届出あり》

| 直前の課税期間の確定消費税額 | 中間申告回数          |
|----------------|-----------------|
| 48万円以下         | 任意の中間申告(年1回)が可能 |

※ 「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードできます。

### 留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

## 改正消費税法に関する相談

税務署では、消費税法の改正等について、「改正消費税相談コーナー」を設置して消費税法の改正内容、消費税の納付や価格表示等に関する相談を行っておりますので、最寄りの税務署にお尋ね下さい。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

# 預り金ビジネスの功罪

税理士  
中山吉晴



東京駅開業100周年記念のスイカの販売が完了したそうです。

当初の売り出し枚数をはるかに超える申し込みに、JRも全員に発送することで対応しました。その数なんと、428万枚!

1枚2千円ですから、計算すると合計85億6千万円のお金がJRに入ることになります。(すぐに人の懐を計算するのが、税理士のせこいところですね)

この発行、発送にかかる経費が人件費も含め、45億円ほどだそうです。

この85.6億円の入金売上ではなく預り金になり、実際にカードで運賃を払った時に売上になります。それまでは法人税も消費税も払う必要はありません。

さらに発行費用の45億円は即座に費用になりますから、JRはずいぶん節税できたことになります。

加えて、記念カードという性質上、実際に使う人はほとんどいないのではないのでしょうか?

スイカは最終利用日から10年で失効になりますから、そこでようやく売上になります。つまり、10年間は税金無しのお金が事業資金として使えるということです。

こういう預り金ビジネス、バブルの時のゴルフ会員権、特約店契約、チェーン店契約などが代表的です。

うまくいけば、一気に無税のお金が集まり、それをもとに、事業を急拡大することが可能です。(似ている業態に、建設業の手付金・中間金、仕入れ代金を手形で払う、敷金の預かりなどがあります)

ただし、このビジネスの怖いところは、「後で返さないといけない」ことです。

事業が右肩上がりの時は、問題ないのですが、逆の時は地獄の苦しみ、倒産することもあります。

(バブル後に、ものすごい数のゴルフ場がつぶれました)

つまり、預り金ビジネスはインフレにはいいが、今の日本のようなデフレには向かないということです。JRみたいな巨大企業はともかく、我々中小企業には、管理しきれないビジネスモデルかもしれません。



## こんな悩みはありませんか?



**社会保険労務士**による  
無料相談 実施中

労災、雇用、年金、健康保険、労働保険、就業規則、助成金、労務診断 など  
人に関するエキスパート社会保険労務士が無料で相談に応じます

日 時: 毎月第2木曜日 午後3時から順次  
申 込: 必要(申込締切: 開催日一週前の木曜日)  
相談員: 社会保険労務士(神奈川県社会保険労務士会平塚支部)  
予約先: 公益社団法人平塚法人会事務局へ

★29年8月・9月の日程 ...

8月10日(木)、9月14日(木)

□ 予 約 先 : 公益社団法人 平塚法人会 TEL 0463-21-2891 FAX 0463-24-0785  
□ 相談会場: 平塚法人会館(駐車場3台) 平塚市代官町11-38



**税理士**による  
無料相談 実施中

日常の記帳の仕方、消費税、贈与税・相続税 など  
税と会計のエキスパート税理士が無料で相談に応じます

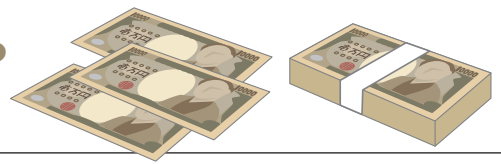
日 時: 毎月第3木曜日 午後3時から順次  
申 込: 必要(申込締切: 開催日一週前の木曜日)  
相談員: 税理士(東京地方税理士会平塚支部)  
予約先: 公益社団法人平塚法人会事務局へ


★29年8月・9月の日程 ...


8月17日(木)、9月21日(木)





# 103万円の壁がなくなるのですか？





リサ  パート社員のAさんから質問があったのですが、Aさんの配偶者Bさんが受けられる所得税の配偶者控除の制度が変わるのですか。

サキ先生  いわゆる配偶者控除の103万円の壁については、平成29年度税制改正で配偶者特別控除とともに見直され、新しい制度は平成30年分以後の所得税について適用されます。  
 まず、話題になった103万円の壁について、お話しします。分かりやすくAさんを例にしますと、配偶者控除は、Aさんのその年の収入が給料収入のみの場合には、給与所得金額（給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額）が38万円以下であれば、Bさんが38万円（老人控除対象配偶者の場合は48万円ですが、今号では詳述しません）の所得控除が受けられる制度です。  
 したがって、Aさんの給与の収入金額が103万円である場合、給与所得控除額の65万円を差し引くと給与所得金額は38万円になり、Bさんは配偶者控除が受けられることとなります。このため、配偶者控除が受けられる給与収入の上限として103万円の壁と言われてきました。

リサ  給与の収入金額が103万円を超えると控除は受けられないのですか。

サキ先生  Aさんの給与所得金額が38万円を超える、つまり給与収入が103万円を超えると、配偶者控除は受けられませんが、控除額38万円を上限に配偶者控除とは別の配偶者特別控除の適用があります。ただし、所得制限があって、Bさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者特別控除の適用はありません。  
 今回の改正では、配偶者特別控除の控除額38万円の対象となるAさんの給与収入の上限が105万円未満から150万円に引き上げられ、改正後は給与の収入金額が103万円を超え、150万円までは38万円の配偶者特別控除（Bさんの合計所得金額が900万円以下の場合）を受けられます。

リサ  給与の収入金額が150万円を超えると配偶者特別控除は受けられないのですか。

サキ先生  配偶者特別控除は受けられますが、AさんとBさんのそれぞれの合計所得金額に応じて控除額は減減します。ただし、改正後はいずれの制度もBさんの合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用はありません。これまでお話しした改正後の制度の概要を表にまとめてみましたが、給与収入などによって適用される制度と控除額が異なりますので注意が必要です。

| 給与収入 (Aさん) | 合計所得金額 (Aさん) | 配偶者控除 (13,26,38万円) | 配偶者特別控除 (1～38万円) | 合計所得金額 (Bさん)        |
|------------|--------------|--------------------|------------------|---------------------|
| 103万円の場合   | 38万円         | 38万円               | —                | 900万円以下の場合          |
|            |              | 26万円               | —                | 900万円超 950万円以下の場合   |
|            |              | 13万円               | —                | 950万円超 1,000万円以下の場合 |
| 150万円の場合   | 85万円         | —                  | 38万円             | 900万円以下の場合          |
|            |              | —                  | 26万円             | 900万円超 950万円以下の場合   |
|            |              | —                  | 13万円             | 950万円超 1,000万円以下の場合 |

【筆者紹介】  
 野川悟志 (のがわさとし)  
 1965年生まれ。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。  
 近著「免税店のはじめ方」(税務経理協会)、「経営に活かす 税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「間違うと痛い! 印紙税の実務Q&A」(共著、大蔵財務協会) など。HPは [しながわ税経事務所](#) で検索





「40 を過ぎたら自分の顔に責任がある」とは、リンカーン元米大統領の有名な言葉だ。何故このような発言をしたのか、背景の説明が必要だと思う。だが、紙幅の関係で割愛するしかない。言えることは人の性格、生き方は顔に出てくる。気に入らない顔（性格）の人物と仕事はできないということらしい。

誠実で穏やかな人、自己中心的な人、修羅の人、臆病な人などの顔は、自然体となった時の顔で読み取れる。もっとも多くのは、それを悟られないよう振る舞うのが常。それでも年齢を重ねるに連れ、シワが増えるかのように性格も顔に刻まれてくるものだ。

毎朝、鏡の前で自分の顔をチェックし、今日も前向きに生きよう、社会に貢献する働きをしようと思うことで、責任ある顔が造れるのではないかと考え、実践しているが、もはや遅いのかもかもしれない。

むしろ「自分の体形に責任がある」と指摘される方がこたえる。親から健康な体をももらったにもかかわらず、長年の不摂生で健康診断の結果はD判定が続いてきた。奮起して適度な運動と飲食に気を配り、今は健康を取り戻しつつある。

以前は好んだバイキングなどは避け、腹八分を心がけること。これだけでも効果があつた。余談だが、バイキングとは帝国ホテルのレストラン名で、1958年(昭和33年)に北欧の料理スタイルを導入してから食べ放題の代名詞として世の中に広まったという。

【筆者紹介】

海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。企業が抱える幅広い課題取材し、新聞・経済誌などに執筆中。

## 重視すべきは診断よりも予防



予防医学を専門にする大学の医学部教授を取材した時、「癌検診をいくらしても癌の発生率は低下しない」と聞き、考え方を修正するべきと気づいた。検診は癌を早期に見つけることが目的だから、これだけ

で癌患者が減ることはない。検診は重要だが、癌にならないよう予防をすることこそ心がけるべきというわけだ。

「ローマは一日にして成らず」であり、責任をもつべき自身の顔も、体の健康も日ごろから意識して取り組むことが何よりも大事。すべて日々の取り組みを積み重ねていくしかない。こんなことは言われなくても分かっている話なのだろうと思うが、つつい老婆心から書いてしまう。

では企業にとっての健康はどうか。日本を代表する大手企業が相次いで経営不振に陥り、紙面を賑わしているのはご承知のとおり。重病を隠し健康を装うなどは言語道断だ。何故こんなことが起きてしまったのか。コンプライアンス順守の欠如としか言えない。

経営者は社員を守り、社会貢献することで企業の存在意義が生まれると思う。企業の健康状態は決算という診断でわかるが、予防はコンプライアンスを守る意識を常に確認することではないか。その実践の有無が経営者の顔に表れてくる。眉を吊り上げてばかりでは、責任ある顔にはなれない。社員は自身の健康に気を配り、会社は社会的価値の向上に意識を向け続けることこそ肝要だと思う。

## そうだ、税理士に聞こう！

税理士は会計・税務の専門家です。

- 決算・申告のことがよく分からない・・・
- 相続税はいくらぐらいかかるのかな・・・
- 土地を売りたいけど税金はかかるのかな・・・
- 電子申告をしたい・・・

こんな時には税理士にご相談ください。

法人会  
税理士

経営の両輪

東京地方税理士会 平塚支部

電話 0463-21-1055

税理士紹介を希望される方は法人会を通じてあるいは直接平塚支部へご連絡ください。



## また怒ってしまった！ だめだな、おれは

ついむかついてしまった、そんな理不尽なことってあるか——皆さんも、自分に対して、あるいは相手に対してイライラ、ピリピリしたことはあると思います。喜怒哀楽の感情の中で「怒り」が一番エネルギーを使い、それだから一番やっかいなものと言われています。といっても、怒りそのものは人間にとって自然の感情のひとつです。怒りを否定したり、抑え込んでしまうのではなく、上手にコントロールすることが鍵です。

「怒ってばかりいて部下との話し合いもうまくいかない。どうしたらいいか」という相談を受けました。40代、営業職のM課長でした。顧客との商談の待ち合わせ時間に遅れてきた20代の部下に「お前はいつも遅刻だ。社会人失格だ」と厳しく叱り、イライラしたままの商談はまとまりませんでした。また怒ってしまったと反省しても後の祭り。上司らしい姿勢を示そうと昼食に誘いました。そこでも店員の態度が無礼、と文句を言っていました。思い通りに事が進まない時、怒りも感情のひとつとは分かっている、つい我を忘れてしまう、とM課長は語りました。

## 自分の怒りのパターンを知ってコントロール

M課長自身、怒りは自然の感情であることは理解していました。皆さんも、怒り自体は良くも悪くもない、と、まず考えましょう。しかし、他人を攻撃したり、周囲に良くない影響を与えているとすれば、やっぱり制御すべき感情です。

コントロールの第一歩は、自分の怒りのパターンを知ること。誰に対してどの程度の強さで起きるのか、どんな時に起きやすいのかを具体的に把握してください。続いて怒りの制御、つまりコントロールの仕方です。ちょっと硬い言葉になりますが「衝動・思考・行動」の3つの面から判断しましょう。例えば、自分の怒りはどの程度か、数値化してみます。数字が高ければ、どこまでなら自分を許せるのか、線引きすることで「まあ許そう」という思考ができるようになります。そして怒るかどうかの行動を選択することにつながり



ます。自分ではどうにもならないことには怒ることを諦めることも行動です。

これを踏まえて、M課長には「自分自身に対してアドバイスをする」方法を学んでもらいました。やり方は簡単です。職場の同じ管理職や、仲のいい友人が怒って取り乱していたらどう声をかけるか考えてもらいました。「だいぶ頭にきているね。ちょっと落ち着こうよ」「気持ちはわかるよ。でもそんなに怒ることかな」などが出てきました。それを自分に伝えればいいのです。これには練習が大事です。

M課長も納得しました。上司の部下対応のポイントとして、自分の気持ちをぶっつける前に、「部下に今、そして次にどうしてほしいか」を伝えることが大切、と伝えました。

## 怒りの対処法「6秒ルール」 大事なのは呼吸

ここ数年、職場の研修では、アンガーマネジメントもテーマのひとつになっています。つまり怒りへの対処法。そこで出ているのが「6秒ルール」です。怒りをぶっつけそうになったら、6秒間我慢するという教えです。人の感情のピークは6秒という考えから、むかついたらとりあえず6つ数えると説明されています。ただ数えるのではなく、鼻から息を吸ってゆっくり口から吐くことが重要です。吐きながら「ひとつ」と声を出してみてください。自分へのアドバイスも、練習を重ねることで6秒という瞬間にもできます。自分は怒りっぽいと思っている人は、さあ練習をしてみましょう。

### 【筆者紹介】

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち） 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

怒り  
OFF

産業カウンセラー  
柏木勇一





# 破天荒な人生と思っていたのに…

いま国会で「そもそも」とは、どういう意味なのかでもめている。共謀罪法案に関する安倍首相の答弁から火が付いたものだが、詳しいことは新聞等で…。

日本語は難しい—と思うようになった。それまでちょっとは自信を持って接してきたのに、先日、テレビで「破天荒（はてんこう）」の正しい意味を知って自信が揺らいだ。

「豪快で大胆」と思っていますか？ 実は「これまで誰も成し得なかったことをすること」なのだ。文化庁の調査（平成20年）によると正しい答を出したのは約17%というから、筆者は大勢の中に入っていたわけ。

同庁のホームページには、その種の言葉を多く載せて啓

蒙を行っている。

その一部を紹介すると、「さわりだけ聞かせる」の「さわり」とは？「姑息（こそく）」の意味は？ ホームページをのぞくと改めて、「日本語は難しい!」と、きつと思うから。

その中でも驚いたのは「割愛（かつあい）」である。不要なものを切り捨てるではなく、惜しいと思いつつも省略したり捨てたりすることが正しい意味なのだ。

偶然とはいえ良い言葉を見つけた。わたくし、まだまだ書きたいこともあります、割愛させていただきます。

【筆者紹介】 藤木順平（ふじき・じゅんぺい＝本名・藤田順一）フリーランスライター。1976年早大理工学部卒業。NHK『てんぶく笑芸場』の台本執筆勉強会に参加。日本テレビ『アメリカ横断・ウルトラクイズ』のクイズ作家として5年間番組に加わる。芝居・漫才の台本・コントなどを執筆するかわら、ことわざや笑いを通じての「人間探求」をテーマにした講演を行う。1993年から2007年まで株式会社エフジー総合研究所に勤務、労働組合などの広報誌紙向けに雑学系の原稿執筆やパズル・クイズの作成を担当する。

## 7つの間違い探し

\*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つかりますか？（答えは15ページにあります）



【作者紹介】

神谷一郎（かみや・いちろう）イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」（グラフィック社刊）。

## 俳句同好会の 句をご紹介します

選評 松尾隆信

棧橋や積荷を終えし船籠 足立祝美

富士に向きひらきてゐたり朴の花

東ね髪揺るるにまかせ新社員 初井裕史

たこ焼きのくるくるくるくるり夏の来る

花の昼引き出しの三段目に切手 滝口勝弘

前のめりにて鶯の啼きにけり 加川秀男

サウナ出で被る冷水朴の花

しやばん玉流るる方へ子の走る 荒井寿一

しやばん玉は、春の季語とされている。春の日に七色に変化するしやばん玉は夢見るように美しいが、つかの間の美しい命である。それを追いかける子供達も、すぐに大人になってしまう。これもまた美しい夢の時代。

まだ立てぬもう立てそうな端午かな

一歳から一歳半の頃に、乳児は「はいはい」から歩行に移って行く。はじめてのつかまり立ち、そしてひとり立ちともうすぐにできそうなのだ。こどもの日に孫に出会って、目を細めているのが、いきいきと伝わってくる。

新学期引出し開ければ木の匂ひ 三谷二三子

三尺寝父の隣は兄の席

貴方も俳句の会に参加しませんか？

俳句同好会会員募集中!

問合せ先：平塚法人会事務局

TEL 0463(21)2891



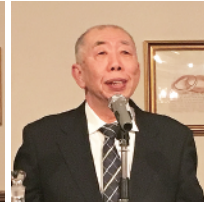
### 平塚第9・10・12・13支部合同税務研修会・事業報告会

平成29年4月19日(水) 於) 旭南公民館  
税務研修:平成29年度税制改正のあらまし  
講師:平塚税務署法人課税  
第1部門審理担当上席 竹井由香氏



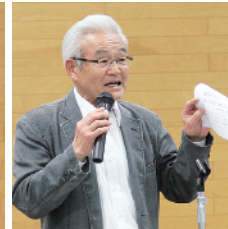
### 平塚第1・5・6・7・11支部合同税務研修会・事業報告会

平成29年4月20日(木)  
於) ホテルサンライフガーデン  
税務研修:平成29年度税制改正のあらまし  
講師:平塚税務署法人課税  
第1部門審理担当上席 竹井由香氏



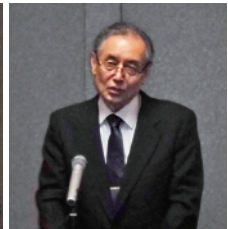
### 秦野第1・2・3・4・5支部合同税務研修会・事業報告会

平成29年5月10日(水) 於) 秦野商工会議所  
研修:平成29年度税制改正のあらまし  
講師:平塚税務署法人課税  
第1部門審理担当上席 竹井由香氏



### 二宮支部税務研修会・事業報告会

平成29年5月11日(木) 於) 縁館  
税務研修:平成29年度税制改正のあらまし  
講師:平塚税務署法人課税第1部門審理担当上席 竹井由香氏



### 大磯支部税務研修会・事業報告会

平成29年5月12日(金) 於) 大磯町商工会館  
講演会:東京オリンピック・パラリンピックへ向けた  
県の動き・町の動き 講師:池田東一郎氏  
税務研修:平成29年度税制改正のあらまし、消費税(軽減税率)について  
講師:平塚税務署法人課税第1部門審理担当上席 竹井由香氏



### 会員親睦ゴルフ大会を開催

5月30日(火)平塚富士見カントリークラブに於いて第33回会員親睦ゴルフ大会を開催した。



平塚コース優勝の古屋貴弘さん



大磯コース優勝の濱田翔大さん



平塚コースシニア優勝の蜘蛛手忠之さん



大磯コースシニア優勝の麻生文夫さん



レディース優勝の高橋正枝さん





## 女性部会・青年部会 合同事業報告会を開催

4月21日(金)平塚プレジールにおいて女性部会と青年部会の合同事業報告会を開催した。

ご来賓として平塚税務署から松本署長、折原法人第1統括官、竹井法人第1審理担当上席、長南法人第1審理担当官、平塚法人会から石崎会長をお迎えして、両部会の28年度事業報告、29年度事業計画、また、役員改選の発表があり、原澤女性新部会長、安部青年新部会長から所信表明の挨拶が行われた。

第2部交流懇親会では、新入部会員の女性部会3名、青年部会3名を含め、参加したすべての部会員が自己紹介を行い、29年度も両部会が各事業で協力し合い、公益性の高い事業の実施をめざしていくことを確認した。



新原澤女性部会長



新安倍青年部会長



退任笹尾女性部会長



退任陶山青年部会長



松本税務署長



石崎法人会長



ご来賓の方々

## OISO ロングビーチ 入場割引券を差し上げます

相模湾が一望できるシーサイドリゾートプール

《営業期間》 7月8日(土)～9月18日(祝・月)

《営業時間》 9:00AM～5:00PM

法人会特別割引料金(円)

| 区分(一日券のみ) | おとな   | 中・高生  | シニア   | 小学生   | 幼児             |
|-----------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| 契約料金      | 3,000 | 2,000 | 1,600 | 1,600 | 800<br>※7月無料   |
| ※一般料金     | 3,800 | 2,600 | 2,100 | 2,100 | 1,100<br>※7月無料 |

※シニアは65歳以上。幼児は3歳以上の未就学児童

下記事務所窓口で割引券を配布していますので  
お気軽にご利用ください。(土・日・祝日を除く)

- 平塚本部事務局 TEL 21-2891
- 伊勢原市商工会 TEL 95-3233
- 秦野商工会議所 TEL 81-1355
- 二宮町商工会 TEL 71-1082
- 大磯町商工会 TEL 61-0871



## 聞き手を引きつけ魅了するコツとは



個人ご指導で「自分がこんなに出来るとは!!」を実感してみませんか!

～あがり症克服からハイグレードなスピーチまで～

一般教室(平塚商工会議所)の他、小田原教室(UMECO)にて

「話し方教室」実施中!! 出張教室も承ります。

コミュニケーションをスキルアップするために社員の派遣も大歓迎! ☆法人会員には特典があります



35年の信頼と実績

湘南話し方センター

所長 松永 洋忠

検索

TEL 0463-58-8740

FAX 0463-58-2470

Mail info@8740.co.jp



### 花と緑の祭典 第44回平塚市緑化まつりに参加 4月29日(土・祝) 於)平塚市総合公園

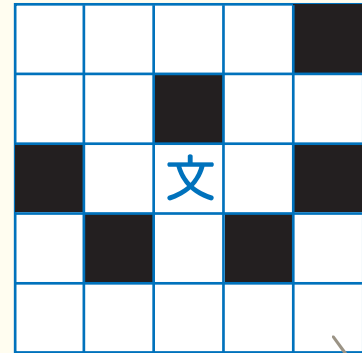
今年で44回目を迎えた花と緑の祭典「平塚市緑化まつり」。豊かなみどりあふれる平塚市総合公園では、緑を考え、緑とふれあう、子どもから大人までが楽しめる様々なイベントが行なわれた。

平塚法人会は今年で12年目の参加。事業委員、女性部会、青年部会、平塚間税会皆様のご協力により「税金クイズで花の苗をプレゼント」を実施、1000名を超える市民の方々に楽しんでいただいた。

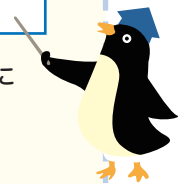


### 漢字を使ったクロスワード・パズル

年の折り返し点の7月になりました。7月の旧称は「ふづき、ふみづき」ですね。そこで「文月」の「文」の字の音読み(ブン)と訓読み(フミ)をヒントにしてパズルを解いてください(タテ・ヨコのカギは順不同です)。(答えは15ページにあります)



- 経営者の声を広く集めて有効活用する「法人会〇〇〇〇調査システム」に登録しましょう
- ベテラン俳優の〇〇〇銀の演技
- 俗に「二本差し」といわれますね
- あいつ、オレの気持ちを〇〇〇〇にして、勝手なことをやっている
- 〇〇での作業時はしっかり水分の補給を
- 集団の中でみんなと考え方などが違っている者
- 犯人は〇〇〇を使って逃亡している
- 〇〇コンの設定温度、もっと下げてよ
- 深く切りすぎると物がつかめなくなります
- 大きく見えるのが〇〇レンズ
- 7月2日は、国政に影響を与えるかもしれない東京〇〇〇〇議員選挙があります







## 公益社団法人平塚法人会 第5回通常総会を開催

6月15日(木)大磯プリンスホテルに於いて第5回通常総会を開催した。第1部は立教大学名誉教授で中小企業サポートネットワーク・スモールサン主宰の山口義行氏を迎え「今年の景気動向と中小企業経営」という演題で記念講演会を開催した。

第2部法人会功労者表彰式では、20年・10年の永年勤続役員、優秀税務経理職員へ感謝状と表彰状を贈呈。

第3部通常総会では平成28年度事業報告、平成29年度事業計画、平成29年度収支予算の報告の後、平成28年度収支決算並びに監査報告、役員任期満了による改選案の決議事項が原案通り承認された。

総会の議事につきましてはホームページで情報公開しております。

総会議事終了後には、副会長を退任される福岡功氏、柳川幸司氏、女性部会長を退任される笹尾幸子氏、青年部会長を退任される陶山英治氏へ感謝状が贈られた。



石崎会長挨拶



永年勤続役員代表  
眞壁大三さん



優秀税務経理職員代表  
今井智美さん



記念講演者  
山口義行氏

### 永年勤続役員感謝状 20年 8名 (敬称略)

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 平野 恵美子 (株)平塚製材所  | 笹本 久和 (有)笹本製作所 |
| 牧野 國雄 (株)メガネのマキノ | 樺島 辰彦 (株)コラム建設 |
| 齋藤 勝 (株)西武工機     | 高橋 丈夫 (株)華屋酒販  |
| 石田 肇 (有)石田造園土木   | 眞壁 大三 (有)眞壁豆腐店 |



### 永年勤続役員感謝状 10年 29名 (敬称略)

|                   |                     |                     |
|-------------------|---------------------|---------------------|
| 原澤 絹枝 (株)丘電機      | 片山 好正 (有)宮大不動産      | 増田 隆一郎 (医)社団 増田整形外科 |
| 川崎 寿律 (資)川崎家菓子店   | 西山 清 (有)西山自動車商会     | 笠原 信雄 (有)エヌデン       |
| 比企野テル子 比企野興業(株)   | 渡部 勝美 (有)渡部商会       | 渡辺 紀之 (株)ワタナベ機工     |
| 山田 そよ子 神奈川工機興業(株) | 宮代 芳宏 (有)宮代工芸       | 秋山 純夫 (有)一の家        |
| 石崎 明 平塚信用金庫       | 原 正弘 (株)エイトプラザ      | 杉山 和史 (有)かまか商店      |
| 磯崎 卓 (株)よるづ屋商店    | 菊池 敦 リッツ(有)         | 柳川 清紀 (有)やなぎ家       |
| 田中 耕一 (株)田中紙店     | 深谷 幸四郎 (有)深谷産業      | 村上 隆史 (有)滝澤園        |
| 片野 之万 (株)片野屋      | 深草 正 マルトク流通(株)      | 浜井 直彦 (有)浜井無線商会     |
| 麻生 政雄 (株)麻生       | 川内 美喜男 (株)ティー・シー・エス | 松本 英裕 (有)松本電設       |
| 森 誠司 湘南テクノス(株)    | 前後 雅康 (株)前後ライフサポート  |                     |



### 優秀税務経理職員表彰状 5名 (敬称略)

|       |           |
|-------|-----------|
| 今井 智美 | 東海新建工業(株) |
| 湯山 敦子 | (有)青木商店   |
| 足立 恭一 | (株)NTK    |
| 村田 明子 | 扶桑工業(株)   |
| 萩原富美子 | (株)バイオコスモ |



退任副会長 福岡 功氏



退任女性部会長 笹尾幸子氏



退任青年部会長 陶山英治氏

### <来賓祝辞>



平塚税務署  
署長 松本真也 氏



神奈川県平塚県税事務所  
所長 斎藤英一 氏



平塚市市長 落合克宏 氏



東京地方税理士会平塚支部  
副支部長 鈴木慎一郎 氏

### 会員 PR コーナー

総会会場前において会員企業の相互理解を図るために PR コーナーを設けました。出店した会員をご紹介します。

- |                  |               |                      |                    |
|------------------|---------------|----------------------|--------------------|
| (株)レナテック         | 先進医療技術開発      | (有)トゥールースワン          | 専門サービス業            |
| (有)井筒屋           | 菓子製造販売        | (株)にしきや              | 製造業(ぬいぐるみ等)        |
| (株)アクロス          | デザイン・制作       | (株)愛緑苑               | 造園(樹木の管理・消毒・草刈り含む) |
| 大同生命保険(株)        | 保険業           | ナーズヴィーノ(同)           | イタリアオーガニックワイン輸入販売  |
| AIU損害保険(株)       | 損害保険          | Saottchi Office 中村 聡 | オリジナルグッズ小売         |
| AFLAC 湘南支社       | 保険業           | 安心生き活き倶楽部            | 市民活動団体             |
| (株)トヨタレンタリース横浜   | 自動車のレンタル・リース業 | (株)スペースクリエイター        | アクセサリー             |
| (医)優和会 湘南健診クリニック | 健康診断事業        |                      |                    |

### 神奈川県法人会連合会法人会功労者表彰式

6月22日(木)一般社団法人神奈川県法人会連合会の総会および法人会功労者表彰式が開催され、平塚法人会から次の方々が表彰されました。(敬称略)

#### 全法連功労者

- ◇ 県連関係 石崎 明
- ◇ 単位会関係 鈴木 弘之
- 飯田 隆三

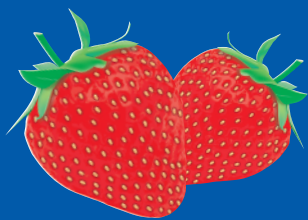
#### 県連功労者

- ◇ 単位会関係 柳川 正人
- 石井 康仁
- 川内美喜男
- 大嶋加津代



法人会女性部会

## いちごプロジェクト



## 節電にご協力ください。

—無理なく 無駄なく 快適に—

熱中症に気をつけて!



## 「いちごプロジェクト」とは?

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。

いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

## 「法人会」とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。

現在、全国各地に441単位法人会があり、県単位の連合体として41都道県連が組織され、約80万社の企業が加入しています。法人会では「税知識の普及」「租税教育」「地域社会貢献」などを中心に地域に密着した活動を展開しています。

## みんなで出来る夏の節電対策

家族で  
チャレンジ!1 夏が旬の野菜を  
食べよう!

トマト、きゅうり、なす、ゴーヤといった夏野菜には体温を下げる効果があり、カロチンやビタミンCが多く含まれています。冷したトマトに塩をふり、そのまま食べても美味しいおやつになります。旬の食材には、季節に必要な栄養素が一年で一番多く含まれているといわれます。たくさん食べて、夏バテ知らずの健康な体をつくりましょう。

2 朝の時間を  
有効活用しよう!

「早起きは三文の得」という言葉があります。早寝、早起きをして、しっかり朝ごはんを食べると体温が上がり、体と脳の働きが活発になります。また、ピークの時間帯(朝9時～夜8時)を避け、朝の涼しい時間に洗濯や掃除をすすることが節電に繋がります。少し早起きすることにチャレンジしてみましょう。

3 部屋をすっきり  
片付けよう!

日本の夏はじめじめとした高温多湿。そこで風が通るように、部屋を片付けてみましょう。すぐに使わない物は押入れにしまい、下に「すのこ」を敷きましょう。干した布団や洗濯物をしまふ時、一度広げて余分な熱を取るのもポイント。涼しい色の「のれん」で目隠しをするなど、気持ちよく過ごせるようにしましょう。





# Hojinkai

## これからの 事業予定

2017 7月

sun

|    |    |    |    |    |    |    |   |
|----|----|----|----|----|----|----|---|
|    |    |    |    |    |    |    | 1 |
| 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  |   |
| 9  | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |   |
| 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |   |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |   |
| 30 | 31 |    |    |    |    |    |   |

8月

sun

|    |    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |    |
| 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |

9月

sun

|    |    |    |    |    |    |    |   |
|----|----|----|----|----|----|----|---|
|    |    |    |    |    |    | 1  | 2 |
| 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  |   |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |   |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |   |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |   |

### 実務簿記講習会

(日 時) 7月18日(火)、20日(木)、25日(火)、28日(金)  
 (会 場) 平塚法人会館 2F会議室  
 (講 師) 東京地方税理士会平塚支部税理士

### 総務委員会

(日 時) 7月21日(金) 午後4時～  
 (会 場) 平塚法人会館  
 (協議事項) 署との意見交換会について 他

### 理事会・意見交換会

(日 時) 7月27日(木) 午後4時～  
 (会 場) ホテルサンライフガーデン

### 決算法人説明会(無料)

(日 時) 7月19日(水) 午後1時30分～4時  
 (日 時) 8月17日(木) 午後1時30分～4時  
 (日 時) 9月20日(水) 午後1時30分～4時



(会 場) 平塚税務署 別館2階  
 (テーマ) 会社の決算と申告のチェックポイント  
 (講 師) 平塚法人会担当税理士  
 平塚税務署法人課税第1・2部門審理担当

### 広報委員会

(日 時) 7月20日(木) 午後4時30分～  
 (会 場) 平塚法人会館  
 (協議事項) 会報THE SHONAN7月号反省について  
 会報THE SHONAN9月号検討について



### 県法連地域社会貢献運動 県立21世紀の森 下草刈り

(日 時) 7月22日(土)  
 (会 場) 南足柄市 県立21世紀の森

### 競輪事業体験セミナー

(日 時) 8月18日(金) 午後4時～  
 (会 場) 湘南バンク・平塚競輪場



### 新設法人説明会(無料)

(日 時) 8月22日(金) 午後1時～4時  
 (会 場) 平塚法人会館 2階  
 (テーマ) スムーズな会社運営のために



(講 師) 平塚法人会担当税理士  
 平塚税務署法人課税第1・2部門審理担当

### 理事会・委員会のうごき 平成29年5月～6月

- 広報委員会 5.19(金)
- 編集委員会 6.16(金)

### 第2回「LA FESTA OISO」開催予告

タイトル: ミュージック&ダンス “スペイン・沖縄・ハワイ”  
 場 所: 海に見えるホール(大磯駅前)  
 日 時: 平成29年10月1日(日曜日)  
 開場13:00 開演13:30  
 [問合せ] 平塚法人会大磯支部  
 LA FESTA OISO実行委員会  
 TEL0463-61-0871

### 新会員紹介 平成29年4月～5月

- 平塚第2 井本塗装 井本典臣
- 平塚第2 二宮 竹弘
- 平塚第3 (株)クラスコ
- 平塚第4 (株)ダブルエム
- 平塚第7 (株)オフィス関山
- 平塚第8 (株)トヨタレンタリース横浜
- 平塚第9 (株)オラシオン
- 平塚第12 (株)ak.wood
- 平塚第13 (有)サトー企画
- 平塚第13 ワシオ美装(株)
- 伊勢原第2 (有)アルタ
- 秦野第5 (有)ヤマユウ建設

平塚法人会へ  
ようこそ!



### 漢字を使ったクロスワード・パズルの答え

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| ト | ギ | カ | イ | ■ |
| ツ | メ | ■ | ブ | シ |
| ■ | イ | 文 | シ | ■ |
| エ | ■ | ツ | ■ | ソ |
| ア | ン | ケ | ー | ト |



THE SHONAN  
261号

2017年7月15日発行  
 発行所 公益社団法人 平塚法人会 〒254-0807 平塚市代官町11-38 TEL:0463-21-2891 FAX:0463-24-0785  
 編集者 公益社団法人 平塚法人会 広報委員会  
 印刷所 カサハラ印刷 株式会社

- 7 つの間違ひ探し ① 升の数 ② 影 ③ 視線(左上人物) ④ 紋様(左下隅) ⑤ 三浦⇄み浦(右端) ⑥ 提灯の位置  
 ⑦ 「朝顔」のまげ(左上人物・上下逆)



# 時代はアウトソーシング

スペシャリストに委託して 事業の新展開を



## 労働関係

就業規制、賃金規程等の作成  
雇用問題(解雇・休業等)の相談  
給与・賞与・退職金計算

## 助成金申請

キャリアアップ助成金  
特定求職者雇用開発助成金  
トライアル雇用奨励金など

## 年金の相談・請求

加入期間の確認・年金の請求

あなたの疑問やご相談に、年金、人事・労務管理、労働・社会保険の専門家である社会保険労務士が無料で応じます。どうぞお気軽にご利用ください。 ※予約制

| 会場                        | 日時                           | 予約電話番号                    |
|---------------------------|------------------------------|---------------------------|
| 平塚市役所 5階相談室               | 8月 8日(火)、9月12日(火) 13時～16時    | 0463-21-8764              |
| 伊勢原市役所 市民協働課              | 8月 9日(水)、9月13日(水) 13時30分～16時 | 0463-94-4711(内線1126、1163) |
| 秦野市役所教育庁舎 1階相談室           | 9月 5日(火) 13時～16時             | 0463-82-5128              |
| 東海大学前駅連絡所 (小田急マルシェ東海大学前内) | 8月 1日(火) 13時～16時             | 0463-82-5128              |
| 平塚法人会館 (平塚市代官町 11-38)     | 8月10日(木)、9月14日(木) 15時～16時30分 | 0463-21-2891              |

## 平塚地区

市外局番 0463

飯島 真一 080-1133-9166  
板橋 忠昭 33-6154  
井出 準二 61-6836  
今井 貴美子 23-5252  
岩城 義憲 57-2661  
岩本 学 30-3222  
岩本 克彦 35-5653  
岩本 直人 54-8261  
内田 早苗 090-4055-9008  
大谷 茂 23-4616  
片寄 茂夫 24-6989  
金丸 亜紀雄 31-7155  
岸田 由佳 22-1500  
北村 由利子 37-5425  
日下 祐子 20-6061  
工藤 克己 24-0040  
斉藤 敏治 55-1916  
佐藤 出 30-1230  
鈴木 博 74-4908  
鈴木 宏之 23-6124  
中原 大助 22-6280  
野崎 秀紀 21-3477  
野崎 悦子 21-3477  
原 文雄 58-6459  
原田 幸彦 24-5077  
半田 賢 22-1936  
平野 茂 72-7058  
水島 忠 33-8607  
森 毅 23-8072  
森久保 玲子 050-1001-3593  
山本 真吾 80-8473  
善最 啓治 59-7017

## 秦野地区

市外局番 0463

伊藤 和彦 78-3270  
石田 正樹 87-3310  
瓜生 洋士 81-6530  
大野 貴宏 090-7400-3962  
大庭 雅之 85-0363  
加藤 一也 87-5222  
川口 祥吾 89-2001  
栗原 和子 82-4584  
栗原 好弘 83-3729  
斎藤 俊二 81-3602  
新 憲明 83-8020  
新谷 有紀子 82-4584  
杉田 裕二 82-2098  
鈴木 和行 83-6531  
高橋 正三 82-7167  
田中 仁 73-5461  
遠山 里砂子 82-4584  
富里 設夫 88-7020  
内藤 房薫 82-1268  
野田 幸男 83-2685  
牧嶋 務 81-5776  
牧野 正雄 77-5671  
望月 充 81-8487  
安富 かおる 87-5158  
柳川 克博 81-1655  
吉田 幸子 75-0592  
涌井 好文 79-1803

## 伊勢原地区

市外局番 0463

石垣 忠 94-6226  
石川 一雄 92-0629  
石塚 雅己 93-4336  
大澤 真由美 91-6615  
大橋 成太郎 91-3402  
梶山 春雄 95-2849  
神蘭 健太郎 71-6775  
熊野 道子 93-8373  
篠原 靖幸 93-2634  
日向 弘 93-7362  
古川 信 95-7990  
松井 宣之 91-5054  
三嶽 忍 26-5846

## 大磯・二宮地区

市外局番 0463

飯田 由見子 71-7189  
石橋 薫 73-1572  
小澤 彰 73-2670  
加藤 高史 61-7133  
小島 洋子 73-2439  
小清水 正行 72-3952  
杉浦 ひとみ 71-0342  
曾根 晴光 61-4893  
羽根 かほる 71-4148  
宮田 賢二 090-4241-3494  
村川 弘幸 71-4864  
藪田 裕 71-1061

## 労働保険年度更新、社会保険算定基礎届の提出はお済みですか？

労働保険年度更新の申告納付期限と社会保険算定基礎届の提出期限は7月10日です。

労働保険年度更新申告書の提出および労働保険料の納付、社会保険算定基礎届の提出はお済みですか？  
お済みでない場合にはお近くの社会保険労務士にご相談ください。

書類の提出にあたっては、その基礎となる賃金の定義や保険料の算出について専門的知識が必要となります。  
社会保険労務士は適正な事務処理を事業主に代わって的確に行い、事業主の負担を軽減します。

お近くの社会保険労務士までご相談下さい。

## 神奈川県社会保険労務士会 平塚支部

※平塚支部に所属する社会保険労務士のうち、開業会員組織に加入している社会保険労務士のみ掲載しています